

發學四三六號

昭和二十一年十月三日

文部省學校教育局長

1-2
71-2

文部省	1
-----	---

師範學校校長
青年師範學校校長 殿

教職員の教育研究協議會新設に關する件

首題の件について今般別紙の通り地方長官宛通牒しこの會の健全な發達を期待してゐるから貴官に於てもあらゆる示唆と助言とによつて御協力願ひたい。

發學四三六號

昭和二十一年十月三日

文部省學校教育局長

地方長官 殿

教職員の教育研究協議會新設に関する件

教育の劃期的刷新の秋に當り米國教育使節團報告書の意向もあり教職員の自發的活動を促進し、これに方向を與へ積極的に協力出来るやうにこの意圖の下に今般新に左記のやうな趣旨の教育研究協議會を設置することを勸奨したいからこの趣旨御承知の上管下國民學校長、青年學校長、中等學校長等に示達せられこの會の健全な發達に御盡力を願ひたい。

記 (以下別紙)

一、學校教職員會は從來學校長司會の下に行はれ教育上の諸問題が研究協議せられ相當の成果を挙げつゝあるのであるが學校教育民主化促進の見地から之と別箇に學校長司會によらざる教職員の自主的な會合が作られ定期的に集會して教育上の諸問題を研究協議することが望ましい。この教職員會を教育研究協議會（以下協議會と略稱する）と稱しその運営に關しては次の如き注意が必要である。

二、協議會は各學校單位に設け教職員自らに依る自らの再教育機關として新教育方針の徹底、教育内容及方法の刷新充實を圖ることを目的とする。

三、協議會は教職員各自が學術的、建設的な立場に於て自由に忌憚なく意見を交換し活潑に研究協議出来るやう運営せられること。
即ち言論と研究の自由が尊重せられると共に責任の自覺と協同の精神とを以て民主的に運営せられること。

四、協議會は各學校の現職教員を以て會員とすること

五、協議會の組織、研究題目の選定、司會者等については會員自ら協議決定すること。

六、協議會には學校長は参加しないが會員の希望ある時は特定の會議に加はることが出来る。

七、研究協議は夫々の學校に於て具體的な重要な教育上の問題を促へて科學的、實際的に行はれその結果が夫々の學校の父兄、児童生徒の要望に應ずるやうであるべきこと。

八、協議會は概ね次のやうな事項につき研究協議すること。

1. 會員の研學修養
2. 教育關係法令通牒等の趣意の検討とその學級への導入
3. 學校行事と児童自治
4. 児童生徒の必要に應ずる爲の教科課程、日課表、教材等の研究
5. 民主教育の原理と方法、科學的考查方法
6. 訓育、保健上の諸問題

7 児童、生徒、環境等の調査と生活指導

8 学校教育設備

9 社会教育

九、協議会は學校長の協力機關たるの本分に則り研究協議せる所に基き學校長に報告し或は有益な提案をなし學校長は之を尊重しつゝ自らの責任と權威とを以て學校の運営に當ること。

一〇、協議会はその研究協議した事項の中特に重要なものは文部省に上申すること。

學校長は必要と認むる時は之を地方廳に進達すること。

一一、協議会は或は研究部門別に他の教育諸會の事業と結合し、或は更に師範學校、青年師範學校をはじめ各専門學校、大學等の教職員、研究室とも連絡してその目的を達成するやう努めること。

新 施 表

教員の研究協議會設置について

教育の劇期的刷新の秋に當つて、文部省は學校教員の自發的創造的活
動を望み、先に示唆せられた本國教育使節團の報告書の意向をも酌み、
今回この自發的活動を一層促進し、これに方向を與へ、これが健全なる
發達を期する趣意の下に學校に教員の研究協議會の設置を勸奨す
ることゝなつた。

此の研究協議會は學校長の司會によらぬもので從來國民學校、青年
學校、中等學校等に於て校長の副く教員會と併立して行はれ、ま
でも教員の自主的自發的を旨合である。各自が教育再建の熱意に基い
て教育上の諸問題を自由活潑に研究協議し、討論の内容と方法との刷新
を自らの手ですゝめて行かうとする旨は、自らが當り自らの再教育機關
たると共に、その成果は所定の手續に従つて、校長の學務報告書には勿論

--

地方學校は文部省に申請承認せられ凡ゆる知能をあげて教育の刷新民主
化の爲に賦與されることを期待するものである。

また、教員は近時待望改善を始めとして、時權の社會地位乃至は教育
の地位を以て相當の地位を示して來た。然し教育者たるの本質上、
その活動の場も中心となりその全力を以て當るべきは、教育の内容及方
法の探求と實踐との間である。今回の研究協議會はこゝをねらつて結
成せんとするものである。

